

# 石川県棚田地域振興計画

## 第一 棚田地域の振興の目標

石川県では、県土の約7割を中山間地域が占め、その中には、先人たちが築き上げてきた棚田が存在し、長きにわたり農業が営まれてきている。棚田は区画が小さく、かんがい施設が未整備であることが多く、総じて平地の水田に比べて農業の生産条件が不利な状況にある。また、棚田の生産条件不利性と相まって、高齢化の進行等により、担い手が減少し、棚田の荒廃や地域の活力低下が危惧されている。

一方で、棚田を農業以外の分野でも活用し、地域振興を図っている地域もある。例えば、輪島市の白米千枚田では、農家の高齢化や後継者不足による営農が困難となった水田において、ボランティアや近隣地区の住民の参画による水田保全活動を通じて棚田の保全が図られるとともに、オーナー制度や各種イベントを通じ、世界農業遺産に認定された“能登の里山里海”を代表する県内有数の観光地として経済効果を生み出している。このように、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

このため、本計画では、貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

## 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

#### ① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていない。「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用し、都市住民や若者などの移住・定住を促進するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

#### ② 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環としての児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等が開催されている。

これらの活動は、地域の連帯や地域の活性化に寄与し、更には、棚田地域の維持に繋がることから、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

### ③ 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

例えば、農林水産省の「日本の棚田百選」に認定されている白米千枚田（輪島市）は、国指定名勝にも指定されるなど、美しい景観を誇り、文化財としても貴重な価値を有している。今後も棚田の美しい景観を維持するため、名勝や文化的景観等、文化財の保全・活用に資する施策の活用を図る。

### ④ 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

### ⑤ 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田を有する地域の多くは、地すべりが起こりやすい地域であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

### ⑥ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成に資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場の案内板等の整備、農泊や空き家の利活用の推進に資する施策等を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

### ⑦ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域にお

ける自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵や檻の設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

石川県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

## 2 石川県独自の支援施策

### (1) いしかわり山振興ファンド

県と地元金融機関が造成した「いしかわり山振興ファンド」の活用により、農林水産物等里山里海の地域資源を活用して新商品・新サービスを開発する生業の創出、住民自らが地域ぐるみで実施するユニークで新しいイベントの開催、多種多様な食材や食文化、伝統技術、美しい景観などを活かした多様な滞在メニューの開発等の取り組みに対して支援

### (2) 棚田保全対策事業

農業生産活動及び農村コミュニティの維持・活性化、棚田地域の多面的機能の発揮を図るため、国、県が創設した棚田基金の活用により棚田地域の保全活動や土地改良施設の保全・利活用の取り組みを支援。具体的には、住民組織等が行う棚田オーナー制度、都市住民との交流を図る農作業体験イベント、農道・用排水路の補修等の活動に対して支援。(平成11年～)

### (3) いしかわ農村ボランティア事業

棚田地域も含む過疎化や高齢化で人手不足となっている集落(受け入れ隊)に、都市住民のボランティア(農村役立ち隊)を派遣し、水田畦畔や農道等の草刈り、水路の泥上げ等の活動を通して、農道・水路等の維持保全、自然環境の継承等を図る取り組みに対して支援。

### (4) 能登棚田米のブランド化への支援

奥能登の生産条件が不利な棚田において、生産者の所得向上と里山保全を一体的に進め、地域活性化につなげていく為、農薬や化学肥料を低減した米のブランド化やその収益の一部を棚田保全活動に活用する取り組みに対して支援。

### (5) 里山地域活性化推進事業

スローツーリズムを推進するため、旅行者の滞在拠点となる農家民宿の普及拡大のための農家民宿開業講座の開催や里山における食と暮らしを楽しむ旅を紹介

するパンフレットの作成・配布を通じた県内外への情報発信を実施。

### 3 石川県における推進体制

#### (1) 棚田地域振興に関する連絡調整体制の構築

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、必要に応じて、市町や県庁内関係部局を対象とする棚田地域振興に関する連絡会議を開催し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

#### (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部里山振興室が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

### 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、石川県内の棚田地域において横展開を図る。

周知方法については、石川県ホームページにおける棚田関連情報の掲載、棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

## 第三 其他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

#### ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

#### ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

- ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金や棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。